

第四条の十九の次に次の一条を加える。
 (特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者及び建築設備検査資格者)
 第四条の二十 法第十二条第一項に規定する法第六条第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造及び建築設備について調査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「特殊建築物等調査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
 一 建築基準適合判定資格者
 二 特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習で、国土交通大臣が指定するものを修了した者
 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

2 前項第二号の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

3 第一項第二号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

名 称	講習を実施する者	講習の名称
財団法人日本建築防炎協会	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号	特殊建築物等調査資格者講習

4 法第十二条第二項の規定に基づき昇降機(法第八十八条第一項に規定する昇降機等を含む。以下この条において同じ。)について検査を行う国土交通大臣の定める資格を有する者(以下「昇降機検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
 一 建築基準適合判定資格者
 二 昇降機検査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習で、国土交通大臣が指定するものを修了した者
 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

5 前項第二号の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

6 第四項第二号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

名 称	講習を実施する者	講習の名称
財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門二丁目十三番五号	昇降機検査資格者講習

7 法第十二条第二項の規定に基づき法第六条第一号に掲げる建築物その他法第十二条第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備について検査を行う国土交通大臣が定める資格を有する者(以下「建築設備検査資格者」という。)は、国土交通大臣が定める要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
 一 建築基準適合判定資格者
 二 建築設備検査資格者として必要な知識及び技能を確認するための講習で、国土交通大臣が指定するものを修了した者
 三 前二号に掲げる者のほか国土交通大臣の定める資格を有する者

8 前項第二号の規定による講習の指定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する講習について行う。
 一 職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 二 前号の講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
 三 講習以外の業務を行つている場合には、その業務を行つことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。

9 第七項第二号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

名 称	講習を実施する者	講習の名称
財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門二丁目十三番五号	建築設備検査資格者講習

(建築基準法に基づき指定資格検定機関等に関する省令の一部改正)
 第十四条 建築基準法に基づき指定資格検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)の一部を次のように改正する。

一 目次中、「第三十一条」を、「第三十一条の二」に、「第四十六条」を、「第四十六条の二」に、「第七十一条」を、「第七十一条の二」に改める。
 二 第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。
 (指定確認検査機関)

第三十一条の二 指定確認検査機関のうち、民法第三十四条に基づき設立された法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定確認検査機関	名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
財団法人日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門三丁目二番二号	技術評価・審査に關連する建築物及び工物の確認、検査等	北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県	イ 本部 東京都港区虎ノ門三丁目一番二号 ロ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区常盤町一丁目三番八号	平成十一年五月十三日	